八王子市消費生活ニュース

編集･発行　八王子市消費生活センター／同消費生活啓発推進委員会

2022年10月
（令和４年）
第134号

商品量目立入検査で正確計量確保

消費生活センターでは、商品流通が活発になる中元期、年末年始期を中心に、スーパーマーケットなどに立ち入り、精肉・鮮魚・青果・惣菜などの表示（〇〇g）が適正かどうか内容量の検査を行い、不適正なものについては、正しく計量（表示）するよう指導しています。今回は、その検査の方法と検査結果についてお知らせします。

［検査方法］

① 商品の総量（トレイやラップなど込み）を量る。
② 風袋（トレイやラップなど）量を量る。
③ 総量から風袋量を差し引き、実量を算出する。
④ 実量から表記量を差し引き、誤差を算出する。
⑤ 誤差が許容範囲内か確認する。

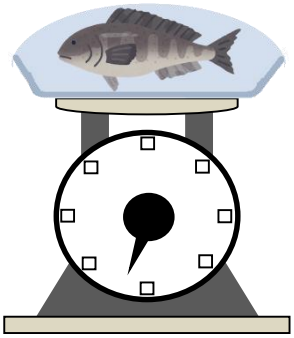

［参考例］

魚であれば、表記量100g超～500gの場合、表記量の-３％が計量法で決められている許容誤差となっています。

200gと表記されている魚の場合であれば、200g×３％＝６gが、表記より少なくても法的に問題のない範囲となります。つまりラップやトレイなどの風袋を除き、魚だけの重さが194g以上あれば計量法上問題はありません。もし、これが194gより少ない場合は、不適正（不足）商品として区分し、原因を調べて再発防止に向けた指導を行います。

※許容誤差（マイナスの範囲）は、商品・表記量により異なります。
※内容量が表示量を超えている場合の許容誤差（プラスの範囲）について規定はありませんが、経済産業省のホームページ等にその範囲の目安は示されています。

［中元期検査結果］

検査期間：6/17～8/10

検査戸数	検査個数	不適正個数	不適正率	不適正の主な原因
74	899	33	3.7％	風袋量の無視・軽視

おしらせ

11/25(金) 参加無料

講演会 SDGsを日常生活に取り込んでみよう！

●場所：クリエイトホール
●時間：午後2時～4時
●講師：マリカ先生（SDGs講師）
●申込：右の二次元コードから又は八王子市消費生活センター（☎042-631-5456）まで

ライブ配信あり

令和5年2/4(土) 参加無料

第56回 八王子市消費生活フェスティバル

チャレンジしよう！くらしに活かすSDGs

●場所：クリエイトホール 5F・9F
●時間：午前11時～午後4時
●申込：不要（直接会場へ）

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、上記講演会やイベントの予定を変更する場合があります。参加をお考えの方は、事前に消費生活センターにご確認ください。

＼ 契約のトラブルなどでお困りの際は、まずご相談ください ／

八王子市消費生活センター

相談専用電話：☎０４２－６３１－５４５５

月～土曜日の午前９時～午後４時30分（祝・休日、年末年始を除く）

＊年末年始を除く祝・休日については「消費者ホットライン」☎ 188でご相談（午前10時～午後４時）を受け付けています。

＊相談は無料、秘密は守られます。
＊クリエイトホール休館日は電話相談のみとなります。
＊土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。

〒192-0082 八王子市東町５-６ クリエイトホール地下１階
電話：042-631-5456　ＦＡＸ：042-643-0025

八王子市公式LINEアカウント

スマートフォンやタブレットでも、消費生活ニュースをご覧いただけます。友だち追加は右の二次元コードから！